

さぬき市結婚新生活支援事業と結婚定住奨励事業の違いについて



Q どんな世帯が対象なの？

新婚生活のスタートを
応援します！

市内で暮らすことを
お勧めします！

1 結婚新生活支援事業



2 結婚定住奨励事業



主な要件の違いは以下のとおりです。

① 令和7年1月1日～令和8年3月10日までに婚姻届が受理された夫婦	① 令和9年3月31日までに婚姻届が受理された夫婦
② 婚姻日現在における夫婦 <u>いずれも</u> の年齢が40歳未満の世帯	② 婚姻日現在における夫婦 <u>いずれか</u> の年齢が40歳未満の世帯
③ 夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯	③ 婚姻日から起算して6か月以内に、夫婦ともに市内に住所を有している。
④ 婚姻を機に、夫婦ともに市内に住所を有している。	④ 婚姻後、夫婦ともに1年以上本市に住所を有し、かつ、その後も定住の意思を有する。

※1、2ともに、他に要件がありますので、市ホームページを御確認ください。

※要件を満たした場合、どちらか一方の申請ができます。

Q いくら補助を受けられるの？

新生活のスタートアップにかかる費用を支援します。

(対象費用:新居の家賃・共益費、敷金・礼金・仲介手数料+新居への引越費用)

- ・夫婦ともに30歳未満の世帯:1世帯あたり上限60万円
- ・上記以外の世帯:1世帯あたり上限30万円

さぬき市共通商品券10万円分

Q 申請方法は？

政策課へ事前相談をお願いします。(申請期間:令和8年3月10日まで)

さぬき市ホームページで申請期間を確認の上、結婚定住奨励事業商品券
交付申請書(請求書)に戸籍全部事項証明書を添えて提出してください。

【問合せ先】さぬき市政策課(本庁舎3階)

電話番号:(087)894-1112

メールアドレス:seisaku@city.sanuki.lg.jp